審　査　基　準

平成２８年６月２３日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第５条第４項
処 分 の 概 要	許可証の再交付
原権者（委任先）	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第１２条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	１４日
申　　請　　先	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表 088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考	